

令和8年4月23日

会員事業場 御中

宮城労働基準協会 古川支部

支部長 田中 厚志

(公印省略)

## 令和8年4月1日施行『指針（2題）の説明会』開催について

春麗の候 貴事業場にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は当支部の事業運営につきまして、格別のご理解とご支援をいただき大変ありがとうございます。

さて、この度、令和8年4月1日施行で、全事業者の努力義務として位置づけられる指針（2題）の説明会を古川労働基準監督署殿との共催で開催することとなりました。

基準協会の中でも、古川支部独自開催となる説明会ですので内容を理解し、各事業場内での取組みに活用するためにも是非、受講いただきますよう下記の通りご案内申し上げます。

### 記

1. 開催月日：**令和8年6月1日（月）** 14：00～16：00
2. 場 所：大崎建設産業会館 2階大会議室  
大崎市古川旭4丁目3-24  
※駐車場は南隣のタカツアリーナ大崎（古川市総合体育館駐車場）を利用ください
3. 受講対象：事業場の経営層、人事労務・安全衛生管理担当部門の管理者・実務担当者
4. 内 容：①行政説明・・・古川労働基準監督署 署長 金田 和彦 様

#### ②「高年齢者の労働災害防止のための指針」

〔趣旨〕労働安全衛生法第62条の2第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの

## 「治療と就業の両立支援指針」

〔趣旨〕深刻な少子高齢化と人口減少に直面する現状において、貴重な労働者の一人一人が、心身の健康を確保し、生きがいをもってその能力を最大限発揮することができる環境を整備していくことが必要であり、高齢者の就労の増加等を背景に、何らかの疾病により通院しながら働く労働者の割合は年々上昇している。職場において疾病を抱える労働者の治療と就業の両立への対応が必要となる場面は更に増えることが予想される。事業主は、治療と就業の両立支援を行うにあたっては、本指針に基づき、職場において必要な措置を講じることが望ましい

5. 受講料：無料

6. 定員数：80名（先着順で定員になり次第受付終了）

7. 申込方法：別紙の参加申込書へ必要事項を記載のうえ、（公社）宮城労働基準協会古川支部へ mail  
または FAX にて、**5月20日(水)までに申込み**ください

以上

# 『指針（2題）説明会』参加申込書

宮城労働基準協会 古川支部 行き

締切日：5月20日(水)必着  
申込方法：下記の mail アドレス  
または FAX へ送信

事業場名	
所在地	
TEL	
FAX	
連絡担当者部署名	
連絡担当者氏名	

【参加者】1社あたり2名までの限定

所属部署名	役職名	参加者氏名

## <申込み先>

〒989-6117

大崎市古川旭4丁目3-24

大崎建設産業会館 3階

公益社団法人 宮城労働基準協会 古川支部

mail : furukawa@rouki.or.jp

TEL : 0229-23-2257

FAX : 0229-23-2259